

# 八戸市農業委員会 1 月総会議事録

日時：平成 29 年 1 月 13 日（金）午後 4 時 30 分  
場所：八戸グランドホテル 2 階 翔鶴の間

農業委員数 35 名

出席委員数 34 名

1 番 籠田 悦子、2 番 坂下 彌一、3 番 清川 新一、4 番 和泉 俊雄、5 番 上野 正雄  
6 番 小笠原 萬三、8 番 大沢 俊幸、9 番 鳥喰 一郎、10 番 山内 光興、11 番 高橋 勝男  
13 番 寺沢 和則、14 番 谷地 秀典、15 番 林 善嗣、16 番 川畑 修一、17 番 田中 忠二  
18 番 下舘 敏、19 番 村上 仁、20 番 大久保 秀幸、22 番 木村 武美、23 番 馬場 豊  
24 番 齋藤 正人、25 番 松橋 剛志、26 番 三浦 豊、27 番 釜石 幸史朗、28 番 西野 茂雄  
29 番 田名部 和義、30 番 中村 正記、31 番 三浦 慶一、32 番 赤坂 英夫、33 番 堰端 治  
34 番 森園 秀一、35 番 前澤 時廣、36 番 荒川 喜一郎、37 番 明戸 政勝

欠席委員数 1 名

21 番 古舘 傳之助

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主査 高橋 はるか、主事 折川 暁輝、主事 田中 野

部会議案案件

議案第 1 号 八戸市農業委員会の委員に任命する者の選考に関する規則の制定について  
議案第 2 号 八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の制定について

村上 GL

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成 29 年 1 月八戸市農業委員会総会  
を開会いたします。議事に先立ちまして、八戸市農業委員憲章の唱和を行います。  
総会資料の 2 ページをお開きください。皆さん御起立をお願いします。  
唱和は、和泉会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

和泉会長職代

八戸市農業委員憲章

- 一、農業委員は、農業・農村・農業者の代表として、新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員は、食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員は、意欲ある担い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化に努めます。
- 一、農業委員は、地域農業の持続的発展のため、認定農業者等の経営支援を強化し、農業・農村の振興に努めます。
- 一、農業委員は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。
- 一、農業委員は、市民に農業体験等を通して、自然の大切さ、農業の大切さを啓発します。
- 一、農業委員は、地域の特性を生かした農産物の生産奨励と、市民に新鮮でより安全な食料提供の啓発に努めます。
- 一、農業委員は、農家の生活向上と、老後生活安定のため、農業者年金制度の推進に努めます。

村上GL ありがとうございます。御着席ください。続きまして、開会に当たり、会長より挨拶を申し上げます。

籠田会長 平成29年1月総会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
委員各位には、平素より農業委員業務の推進について御尽力を頂いておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。  
また、会長職就任以来今日まで皆様の御協力の下、委員会の適正な運営ができておりますことに対しましても、改めて感謝申し上げます。  
さて、昨今の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などの構造的脆弱化に加え、食に関するニーズの多様化、グローバル化の進展など大きく変化しております。  
国においても、これまでの米に関する政策の変更、農地中間管理機構の創設のほか、新たに収入保険制度の導入など、農政の転換が進められているところであります。  
農業委員会に関しましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設のほか、担い手への農地利用集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進という、農地利用の最適化の推進についてこれまで以上に取り組み、農業、農村の健全なる発展に寄与することが求められております。  
当市においては、本年7月に改正法に基づく新体制に移行することになりますが、当委員会といたしましても、新体制にスムーズに移行できるように努めるとともに、農地利用の適正な業務推進に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様には地域農業者の代表として、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
結びに、本日の総会に提案させていただいております案件につきまして、何とぞ慎重なる御審議を頂きまして、全議案とも御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶といたします。よろしく願いいたします。

村上GL これより総会となりますが、総会の議長は、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により、会長が務めることとなります。会長、よろしくお願いいたします。

籠田議長（会長） それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。  
本日は、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。本日の議事につきましては、お手元に配付しております総会資料の次第により議事を進行しますので、委員の皆様様の御協力をよろしくお願いいたします。  
始めに、議事録署名者の指名をいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

籠田議長（会長） 御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。15番林善嗣委員、27番釜石幸史郎委員の両氏を指名いたします。  
それでは、議事に入ります。議案第1号八戸市農業委員会の委員に任命する者の選考に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

寺沢事務局次長 事務局寺沢より説明させていただきます。失礼ながら座って説明させていただきます。議案第1号八戸市農業委員会の委員に任命する者の選考に関する規則の制定についてを御説明いたします。  
お手元の総会資料の3ページを御覧願います。この議案は、農業委員会等に関する法律の一部改正等に伴い、農業委員会の委員に任命する者の選考に関し必要な事項を定めることについて、市長から意見を求められたことから、審議を求めるものであります。  
これは農業委員の公募が市長事務局において行われることから、その公募方法について

て同時期に農業委員会が行う農地利用最適化推進委員の公募内容とすり合せが必要となるためのものです。

では、4ページをお開き願います。規則の主な内容ですが、第2条では推薦、応募に必要な書類及びその様式を定めるほか、第4条では市長は農業委員に任命する者を決定するに当たり、農業委員会委員選考委員会の意見を尊重しなければならない旨を規定し、第5条では農業委員に欠員が生じた場合の補充の基準を規定しています。

5ページに移りまして、この規則は公布の日からの施行となりますが、来月2月1日からの公募を予定していることや、来週から開催する農家座談会での公募に関する制度の説明PRのため、農業委員会からの意見を待って速やかに公布される予定とのことです。

6ページをお開き願います。この第1号様式は農業委員の推薦、応募書となります。法令で定められている記載項目を盛り込んだほか、選考に必要な項目を設けております。

7ページに移りまして、こちらは推薦、応募用紙の裏面となります。個人の連名による推薦の場合は、代表者を含め3人の住所氏名などを、また、推薦が法人又は団体の場合は、法人、団体の概要を記載していただくこととなります。

8ページをお開き願います。こちらは第2号様式同意書となります。同意をもらう内容は、推薦を受ける者、推薦をする者、応募をする者の住所氏名のほか、推薦を受ける者、応募をする者が破産手続き開始の決定を受けないかなど、委員としての欠格事項の該当の有無を関係部署の台帳にて確認することとなります。

9ページに移りまして、こちらは第3号様式推薦承諾書となります。この様式は推薦の場合のみ必要となる書類となりまして、推薦された者から推薦を受けることの承諾を確認するための書類となっております。

本議案につきましては、本日議決を賜りましたら市長へ意見のない旨を回答し、その後市長事務局で規則を制定する予定となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

籠田議長（会長）

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

鳥喰委員

はい。

籠田議長（会長）

はい、鳥喰委員。

鳥喰委員

4ページにある、法人又は団体というのはどの程度の団体、法人なのでしょう。具体的に分かる範囲内で結構ですけど。

籠田議長（会長）

事務局お願いします。

寺沢事務局次長

はい、事務局からお答えいたします。法人、団体は特に規定はありませんが、イメージしているものは、農業関係の団体をイメージしております。やはり、農業に携わる団体、関係する団体から推薦があるべきといいますか、あった方がよろしいのかなと考えているところでした。特に限定などそういうものはございません。

籠田議長（会長）

はい、鳥喰委員。

鳥喰委員

それに関して、南郷なのですけど、うちのそばクラブみたいなのも団体になるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思いました。

籠田議長（会長）

事務局お願いします。

寺沢事務局次長

はい、今の中野そばクラブとか、そういった団体も充分対象に入ってきます。それから農業関係団体以外でも、町内会などの地域の団体でも構いません。特に指定はありませんので。

鳥喰委員	はい。ありがとうございます。
籠田議長（会長）	他にありませんか。
委員	（「なし」の声あり）
籠田議長（会長）	御質疑なしということですので、原案どおり承認することに御異議ございませんか。
委員	（「異議なし」の声あり）
籠田議長（会長）	御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり意見のない旨、八戸市長に回答いたします。 次に、議案第2号八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。
寺沢事務局次長	はい。続きまして、事務局寺沢より、議案第2号八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の制定についてを御説明いたします。 お手元の総会資料の11ページを御覧願います。この議案の制定及び提案理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正等に伴い、農地利用最適化推進委員の委嘱に関し必要な事項を定めるためのものであります。なお、農業委員会が行う推進委員の公募に当たっては、市長事務部局が行う農業委員の公募方法とすり合わせる必要があったことから、特に様式については同じような項目、レイアウトといたしておりますので追って説明いたします。 では、12ページをお開き願います。規則の主な内容ですが、第2条で推進委員の担当区域を別表に定めておりますほか、第3条において推薦、応募に必要な書類とその様式を定めております。 13ページに移りまして、この規則は公布の日からの施行となりますが、農業委員と同様に来月2月1日からの公募を予定していること、また来週から開催する農家座談会での公募に関する制度の説明PRのため、公布日は農業委員の選考規則の公布日と合わせたいと考えております。 その次の別表には、推進委員の担当区域の名称と担当する区域及び定数を規定しております。市川、下長地区定数4名、上長、豊崎地区4名、館、是川地区4名、大館、南浜地区4名、南郷地区6名、定数は計22人となるものです。この5つの区域は旧市町村を基本とした地区を、それぞれ隣接する地区と合わせたものです。なお、旧市内地区、具体的には北は沼館、東は鮫の中心部、南は田向石手洗、西は田面木の辺りまでとなりますが、この地区の多くは市街化区域内のため農地も少なく、また小規模のものが多いことから大字ごとに隣接する郊外の他地区へ振り分けております。別表中の区域名は最初に大字を、次に丁目を最後に大字と丁目のない地区の順に掲載しております。 14ページをお開き願います。この第1号様式は推進委員の推薦、応募書となります。法令で定められている記載項目を盛り込んだほか、選考に必要な項目を設けております。農業委員の様式との大きな違いは、宛先が農業委員会会長となるほか、様式の一番下となりますが、活動希望区域を記載していただくこととなります。 15ページに移りまして、こちらは推薦、応募用紙の裏面となります。農業委員と同様に個人の連名による推薦の場合は代表者を含め3人の住所氏名などを、また推薦が法人又は団体の場合は法人、団体の概要を記載していただくこととなります。 16ページをお開き願います。こちらは第2号様式同意書となります。こちらも農業委員と同様となりますが、同意をもらう内容は推薦を受ける者、推薦をする者、応募をする者の住所氏名のほか、推薦を受ける者、応募をする者が破産手続き開始の決定を受けていないかなど、委員としての欠格事項の該当の有無を関係部署の台帳にて確認することとなります。 17ページに移りまして、こちらは第3号様式推薦承諾書となります。こちらも農業委

員と同様に推薦の場合のみ必要となる書類となりまして、推薦された者から推薦を受けることの承諾を確認するための書類となっております。

本議案につきましては、本日議決を賜りましたら市長事務局が定める農業委員の選考規則の公布日と合わせての公布を予定しております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

籠田議長（会長）

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

籠田議長（会長）

御質疑なしということですので、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

籠田議長（会長）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することといたします。以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

村上GL

それでは引き続き、第35回農業後継者顕彰を行います。第35回となります農業後継者顕彰につきましては、去る12月9日開催の農政部会において、顕彰委員会会長より内申を受け、決定しておりますので、ここで顕彰者の御紹介、並びに選考経過について御報告いたします。小笠原さんには御起立願います。

農業委員会では農業後継者を育成するという見地から、昭和57年に八戸市農業後継者顕彰要領を制定し、農業に積極的に取り組んでいる模範的な後継者を顕彰してきたところで、これまでの顕彰者は60人に達しております。今年度の顕彰者選考に当たりましては、委員各位はもとより八戸農業協同組合へ候補者の推薦方をお願いしてまいりましたところ、小笠原輝さんが推薦されたものであります。経歴等につきましては、お手元にお配りしてあります資料に記載のとおりでございます。小笠原輝さんは農業高校を卒業後、青森県営農農大のチャレンジ研修で10か月間農業の基礎を学び、平成23年から両親とともに水稻を中心にスイートコーン、アスパラ、オクラ等を栽培しております。稲作につきましては、農機具等に係るリース料の一部を助成する事業を活用し、作付面積を現在の4.9haから15haに拡大する予定であり、生産性の向上を目指しております。また、今後は品質の安定や生産、管理レベルの向上を目標に掲げ、達成に向けて研究し、安定的な収入の確保に繋がりたいという農業へ取り組む姿勢は地域の模範として、また八戸の農業の将来を担う青年農業者としての期待が持てる方です。

このようなことから、顕彰委員会では全会一致をもって農政部会に内申し、去る12月9日開催の農政部会において審議した結果、満場一致で今年度の顕彰者として決定したものであります。

以上簡単ではありますが、顕彰者選考の経過報告とさせていただきます。

それでは、籠田会長より農業後継者顕彰状授与、並びに記念品の贈呈を行います。会長は議長席の前にお願います。

（顕彰状授与・記念品贈呈）

村上GL

小笠原様おめでとうございます。

それでは、会長より励ましの言葉をお願いいたします。

籠田会長

本日、地域農業後継者の模範として顕彰されました小笠原輝さんには、心からお祝いを申し上げます。この顕彰は他の模範となる農業を営む後継者で地域農業の振興に寄与し、また寄与し得ると認められる個人を顕彰することを目的に設けられ、今回で35回目を数えるに至っております。

我が国の農業は農業所得や農業者の減少など、一層深刻な状況となっている中、国の農

業政策の見直しなど大きな転換期を迎えております。このような時代には若い力を必要とし、今後の地域農業を持続的に発展させていくためにも、農業後継者の育成確保は、農業委員会としても大変重要な役割の一つであると考えております。

本日晴れて顕彰されました小笠原さんには、今後さらに新たな情報を収集し、知識の習得や技術の研鑽に努められ、大きな変化に対応しながら八戸市の農業振興発展のため、一層御活躍されますよう御期待申し上げ、励ましの言葉といたします。

おめでとうございます。頑張ってください。

村上GL

ありがとうございました。

ここで、顕彰者よりお礼の言葉がございます。小笠原様お願いします。

小笠原輝氏

この度は農業後継者として顕彰していただき、また励ましの言葉まで賜り、厚くお礼申し上げます。

農業を取り巻く情勢は大きく変化しており、将来に不安を抱くものではありませんが、本日の顕彰を契機といたしまして、諸先輩方の築いてこられた農業を更に発展させるとともに、農業経営の安定のため、今後も一層の努力をしてまいりますので、御指導くださいますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。本日は誠にありがとうございました。

村上GL

ありがとうございました。小笠原様は顕彰者席へお戻りください。

これで、第35回農業後継者顕彰を終了いたします。

以上をもちまして、平成29年1月総会を閉会いたします。

終了

午後4時57分

以上は、八戸市農業委員会1月総会の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 会長

---

平成 年 月 日

---

平成 年 月 日

---